

市有財産売却（応募先着順）実施要領

市有財産売却一般競争入札において、契約締結に至らなかった物件について、先着順にて買受者を募集します。

1 応募資格

応募する者は、次の資格を全て満たさなければなりません。

- (1) 個人又は法人格を有する者であること。（外国人住民（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。）を含みますが、永住者及び特別永住者に限ります。）
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) この募集開始の日から買受者の決定日までの期間に氷見市入札参加資格者停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に定める再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定を受けている場合を除きます。
- (5) 個人にあつては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に、法人にあつては役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員となっていない者であること。
- (7) 前 2 号に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者でないこと。
- (8) 日本語を理解できる者であること。（代表して応募する者以外の共有者は除きます。）
- (9) 物件ごとの契約条件を承諾する者であること。
- (10) 前各号に掲げる者のほか、一般競争入札の参加資格を有しないと市長が認めた者でないこと。

2 売却物件の現地見学（土地のみの売却物件を除く）

物件の現地見学を希望される方は下記によりお申し込みください。

(1) 日時・場所

<日時> 令和 6 年 11 月 18 日（月）まで 随時

<場所> 売却物件の現地

(2) 申込先・申込時間

<申込先> 氷見市総務部財務課 電話 0766-74-8035

<申込時間> 9:00～17:00（土日祝日を除く。）

※申込時に次の内容をお伝えください。

- ・ 見学希望日時（日程調整を行います。）

- ・応募予定の法人名及び代表者名（個人での参加の場合は氏名）
- ・現地見学への参加予定者氏名、連絡先

(3) 留意事項

- ・当日は市職員立会いのもと現地見学を行います。現地見学以外の時間帯に敷地内に立ち入ることはできません。
- ・当日は内履き（スリッパ等）を持参ください。
- ・現地見学をしなくても応募できますが、この募集に関するすべての事項を了知されて応募されているものとみなします。

3 資料の閲覧（土地のみの売却物件を除く）

建物の建築当初の設計図面を閲覧することができます。下記によりお申し込みください。

(1) 申込先・申込時間

- <申込先> 氷見市総務部財務課 電話 0766-74-8035
- <申込時間> 9:00～17:00（土日祝日を除く。）
- <申込内容> 閲覧を希望する場合は、閲覧希望日の2日前（土日祝日を除く）までに、電話にてご連絡の上、日時を調整してください。

(2) 実施方法

- <閲覧日時> 令和6年11月18日（月）まで 随時
9:00～17:00（土日祝日を除く。）
- <閲覧場所> 氷見市総務部財務課（市役所本庁舎B棟2階）

(3) 閲覧にあたっての注意事項

- ・閲覧資料は売買物件の購入を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先します。
- ・閲覧資料の貸与、複写・撮影はできません。
- ・閲覧資料に関する質問にはお答えできません。

4 応募方法

応募にあたっては、下記により必要書類を提出ください。書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

(1) 受付期間

- 令和6年11月29日（金）まで 随時
9:00～17:00（土日祝日を除く。）

(2) 受付場所

- 氷見市総務部財務課（市役所本庁舎B棟2階）
住所：富山県氷見市鞍川1060番地 電話：0766-74-8035

(3) 受付方法

- (4)の提出書類を受付場所に直接持参してください。持参以外の方法（郵送、電話、ファックス、電子メール等）による提出は認めません。

(4) 提出書類

提出書類	個人での申込み		法人での申込み	
		共有名義とする 場合		共有名義とする 場合
市有財産買受申請書 [様式第1号]	○	○	○	○
印鑑証明書	○	○(共有者全員)	○	○(共有者全員)
住民票	○	○(共有者全員)		
登記事項証明書(現在事項 証明書)			○	○(共有者全員)
役員名簿[様式第2号]			○	○
共有者名簿[様式第3号]		○		○

※「市有財産買受申請書」の「買受申込金額」には、最低売却価格以上の金額を記入してください。

※提出書類は発効日から3ヶ月以内のものとしてください。

※提出書類は返却いたしません。

5 買受者の決定方法

- ・「4 応募方法」の「(4) 提出書類」に規定する書類を先に提出し、受理された者を買受者として決定します。
- ・先着順の決定は日を単位とし、同日に複数の申請者がいた場合には同着とし、「市有財産買受申請書」に記載した「買受申込金額」が高い者を買受者として決定します。
- ・同日に複数の申請者がいた場合で、「買受申込金額」が同額の場合は、抽選により買受者を決定します。

6 売買代金の支払い、契約の締結

売買代金は、次のいずれかの方法により支払ってください。(「市有財産買受申請書」(様式第1号)にて、いずれかを選択してください。)なお、売買代金の分割納付はできません。

契約書に貼付する収入印紙に要する費用は買受者の負担となります。買受者が期限までに契約を締結しない場合は、当該買受者の決定はその効力を失います。

(1) 一括払い

買受者決定の日の翌日から起算して1か月以内に、市が発行する納入通知書により、売買代金の全額を一括にて納付していただき、契約を締結します。

(2) 契約保証金払い

買受者決定の日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を除く。)に、市が発行する納入通知書により、売買代金の10分の1以上に相当する金額の契約保証金を納付していただき、契約を締結します。契約締結日から1か月以内に、市が発行する納入通知書により、売買代金と契約保証金の差額を納付していただきます。なお、契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合は、契約保証金は市に帰属することになります。

7 所有権の移転

- ・契約締結後、売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとします。
- ・土地に関する所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、市が行いますが、登記手続きに必要となる登録免許税は買受者の負担となります。
- ・共有名義の場合、「共有者名簿」（様式第3号）に記載された持分での所有権移転となります。
- ・売買物件に建物がある場合で、建物の表示登記及び保存登記を行う場合は、買受者の負担により行ってください。
- ・買受者は、物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ・物件の取得、所有権移転に伴い、不動産取得税（県税）、固定資産税（市税）が課税されますのでご注意ください。

8 質疑応答

この募集に関する質疑については、次のとおり受け付けます。

(1) 提出期間

令和6年11月18日（月）まで 随時

(2) 提出方法・提出先

質問票（様式第4号）に必要事項を記入の上、(3)の提出先にファックス又は電子メールにて提出してください。電話等での質問は受け付けいたしません。

(3) 提出先

氷見市総務部財務課

<ファックス番号> 0766-74-4004 <メールアドレス> zaimu@city.himi.lg.jp

(4) 質疑に対する回答

質問票の提出があった場合には、その質問内容及び回答をホームページに掲載いたします。

9 その他の注意事項

- (1) 買受者は、売買契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しないことを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (2) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は買受者の負担とします。
- (3) 買受者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (4) 売買物件の利用にあたっては、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治会及び周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。